

やむを得ない特別な事情の種類	提出が必要な疎明資料
海外に留学する場合	・ 留学先の教育機関が発給する受入れを認める入学許可書等 ・ 留学中の連絡先・滞在先を明らかにする文書 ・ 航空券の写し
業務命令により長期間にわたり海外出張や海外赴任をする場合	・ 所属機関が発給する出張・赴任命令書 ・ 日程表 ・ 出張・赴任中の連絡先・滞在先を明らかにする文書 ・ 航空券の写し (出張の場合は併せてホテルの予約確認書)
妊娠中であり、出産時期が申請時期と重なる場合	・ 母子手帳の写し
本国に里帰り出産する場合	・ 医師の診断書 ・ 日程表 ・ 帰国中の連絡先・滞在先を明らかにする文書 ・ 航空券の写し
病気治療により入院する場合	・ 医師の診断書 ・ 入院先の病院に関する資料 ・ 治療予定表及び入院前・退院後の滞在先を明らかにする資料
本国で病気治療による入院を予定している場合	・ 医師の診断書 ・ 入院先の病院に関する資料 ・ 治療予定表 ・ 入院前・退院後の滞在先を明らかにする資料 ・ 航空券の写し
家族が同時申請する場合	・ 同時申請を希望する旨記載した理由書
外国の査証取得の際、本邦での残りの在留期間が6か月以上必要である場合	・ 当該国の査証に関する資料 ・ 査証取得の目的を記載した理由書 ・ 同査証を行使する渡航に関する日程表 ・ 渡航中の連絡先・滞在先を明らかにする文書

(注) 上記の疎明資料以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。